

富山地方裁判所委員会（第18回）議事概要

1 開催日時

平成24年5月24日（木）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

阿多麻子，織田浩之，笠島眞，久々江除作，柴田秀樹，舘清文，信田昌男，
林忠信

【裁判所側】

（説明者）

田中刑事部総括判事，青木刑事首席書記官，岩城刑事訟廷管理官

（事務担当者）

橋本総務課長，川崎総務課課長補佐，尾間庶務係長

4 進行次第

(1) 委員長あいさつ

(2) 新委員の紹介

(3) 議事

ア 裁判員裁判について（当庁における実施状況を含む。）

（ア） 説明（田中刑事部総括判事）

（イ） 施設見学（裁判員候補者待合室，質問手続室，裁判員用法廷，評議
室）

イ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

5 次回テーマ

配偶者暴力に関する保護命令申立手続（DV手続）について

6 次回期日

平成24年11月20日（火）午後2時

(別紙)

質疑応答及び意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 裁判員制度が導入されてから、判決が重くなったりあるいは軽くなったりしている傾向はあるのか。富山地裁での裁判員裁判の公判日数は何日か。
- 全国の傾向として、強姦致傷などの性犯罪や傷害致死罪については刑が重くなっている。逆に、強盗致傷罪については、執行猶予付き判決が言い渡される事案もある。昨年の当庁での裁判員裁判の公判日数は、四～五日であった。
- 裁判員になることについて辞退者の割合や辞退理由についてはどうか。
- 全国では、裁判員候補者として選ばれた方のうち、辞退が認められた方は55.9%であった。辞退理由は、70才以上の方、学生の方、仕事や介護を理由とする方などであった。
- 評議で、裁判官と裁判員の考える量刑が極端に違う場合、どうなるのか。
- 評議の結果、意見がまとまらない場合は、法律の規定により多数決によって決めるが、この場合、多数の意見が過半数で、かつ裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいることが必要となる。
- 報道機関は、裁判員制度を契機として、一般の人に、事件について予断を与えることのないように配慮し、例えば、「父親を殴り殺す」ではなく「父親を殴り殺した疑い」などと表記している。

県外では、長期間にわたって裁判員裁判が実施されたケースもあるが、長期間にわたって裁判員を拘束するのがよいのか検討する必要がある。

- 裁判員の負担を軽くすることと、分かりやすい審理の実現は、両立が難しい場面がある。否認事件の場合、公判での裁判員の負担を軽くするために証人の数を減らすよりも、相当数の証人を調べ、裁判員の疑問にきちんと答える方が、分かりやすい裁判が実現されると考える。

- 裁判員制度は、市民の目線で裁判を考えることができ、非常に良い制度である。今後の課題としては、全面否認の事件や暴力団関係の事件などを裁判員裁判の対象とすることが適切なのかを検討する必要がある。
- 中小企業は、最少の人数で仕事をしている。裁判員候補者に選ばれた場合、そうした事情を斟酌していただけるのか。
- 重要な仕事があり、自分自身が処理をしなければ、事業に著しい損害が生じる場合や、裁判員になることにより自分自身や周りの人に経済上の重大な不利益が生じる場合には、辞退が認められる。具体的には、事業所の規模や事業所内での立場、不在になる場合の仕事への影響の度合い等を考慮している。
- 裁判では、市民に分かりやすい言葉を使って欲しい。裁判員裁判の対象とするかどうかは、罪名だけを基準とするのではなく、事件の内容も精査したうえで判断してはどうか。
- 法曹三者としても、分かりやすい言葉を使用したり、短い文書で表現するなどして、分かりやすい審理に努めている。
- 事件の内容によって、裁判員裁判の対象とするかどうかを決めることは難しい。ただ、裁判員裁判の対象とする事件の基準を見直す必要があるかどうかは検討する必要がある。
- 一般市民にとって分かりやすい審理を実現して、適正な判断が行えるように運営してほしい。
- 富山における裁判員裁判の事件数は少ないと思う。裁判員裁判を理解してもらうための方法として、例えば、模擬裁判員裁判を企画して、県民に広く体験していただくのはどうか。
- 法務・検察では、法教育を強化しており、例えば、学校に職員を派遣して、模擬裁判を実施したり、裁判手続の講義などを行い、裁判への理解が深まるように努めている。

- 今後、裁判員制度が更に普及していくことを期待したい。